

2021年6月22日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「遺言信託（ペット安心特約付）」の取り扱い開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：大山 一也、以下「当社」）は、ペット（犬・猫）（*1）のための遺言サービス「遺言信託（ペット安心特約付）」の取り扱いを開始しましたので、お知らせします。

（取扱い店舗：関東圏、名古屋圏、関西圏における対象94店舗といたします。）

「遺言信託（ペット安心特約付）」は、約40年間にわたりノウハウを蓄積した「遺言信託（執行コース）」と、一般社団法人安心サポート（*2）との死後事務委任契約を組み合わせることで、お客さまに万が一のことがあった時に、ペットのお世話をしてくれる人へのお引き渡しや遺産からの飼育費のお渡しといったお客さまの希望を実現することができるサービスで、以下の機能をご提供します。

遺言信託(執行コース)

- ・遺言により、お客さまのご希望に応じて、法定相続分と異なる財産配分が可能です。
- ・遺言の作成にあたってのご相談から、遺言書の保管、遺言の執行まで当社が責任をもってお引き受けします。

遺言信託(ペット安心特約付)

- ①遺言の機能を活用して、ペットのお世話をしてくれる人に対して、ペットのために必要な費用をのこすことができます。
- ②相続発生時にペットの安全を確保するため、ペットに引き渡しを依頼できる一般社団法人安心サポートをご紹介します。
- ③将来に備えて、お客さまに作成いただいた「ペット手帳」をお預かりし、お世話をしてくれる人に必要な情報をお伝えします。

遺言信託（執行コース）は[こちら](#) 遺言信託（ペット安心特約付）は[こちら](#)

お客さまが、家族ともいえる大切なペットと、安心して楽しく暮らしていけるよう、本商品を通じて、お客さまの想いをサポートしていきます。

今後も、当社は、お客さまのニーズに対して多彩な商品ラインアップをご用意し、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーを目指してまいります。

以上

(*1) マイクロチップで個体特定が可能な犬と猫に限ります。頭数には上限がございます。

(*2) 三井住友信託銀行および三井住友トラスト・ホールディングスにより、高齢者に関連する福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。